

標準時間を超える延長保育に係る料金設定について

1 標準時間を超える延長保育の料金設定の見直しについて

在園児の保護者において、お仕事の都合で通常保育の終了時間までにお迎えに行けない場合などに、保護者の就労状況等に合わせ、市内24の認可保育所や認定こども園において開所時間を超える延長保育を実施しております。

新制度への移行に当たり、大きな影響を生じさせないように、新制度施行前からの延長保育の利用者負担の扱いにより料金設定を行ってききましたが、スポット的な利用が保護者の大きな負担とならないよう制度移行後の状況を踏まえ、次年度以降の取り扱いについて見直しを検討する。

2 標準時間を超える延長保育について（開所時間を超える利用）

(1) 利用時間：午後6時から午後7時まで

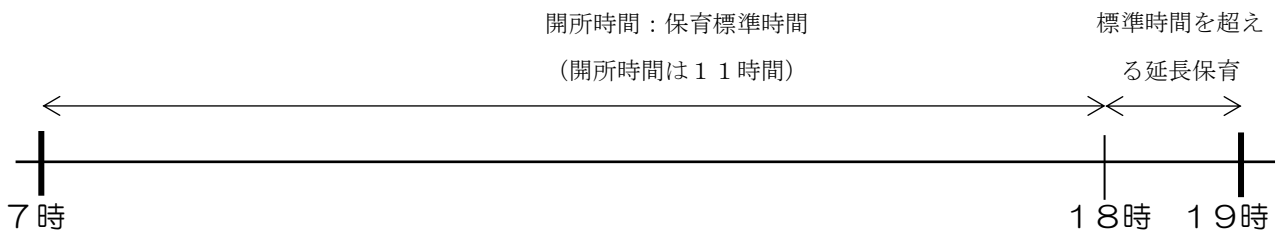
(2) 利用料 保育料の10分の1（10円未満切り捨て）

※保育料の10分の1の金額が5,000円を超える場合は、5,000円

(3) 利用対象

保育必要量に応じた通常の保育時間では保育が困難であるなど、延長保育を必要としている児童

※ 標準時間を超える延長保育の具体例



3 子ども・子育て審議会で頂戴した意見等

- ・月額設定のみであるため、保護者の就労状況により月1回程度などスポット的な利用を希望する方にとっては、保育料階層が高い世帯にとっては割高感があるため、1回〇〇〇円などの利用料の設定も必要ではないか。
- ・1回当たりの利用料の設定を検討するに当たっては、低所得世帯への配慮も必要ではないか。

4 見直しに当たっての考え方（案）

現在までの標準時間を超える延長保育の利用料金の設定（月額保育料の1割）を維持しつつ、世帯の状況に応じて、スポット的にも標準時間を超える延長保育を負担感が小さくなく利用出来るよう、新たに日額での利用を選択できる扱いとする。

【日額設定の考え方】※保育料階層に関わらず定額設定とする。

(年間の総給付費支弁額÷のべ利用児童数) ÷ 25日 ÷ 11時間 ≒ 約328円 —A

標準時間を超える延長保育実施園での1日平均の間食代 約72円 —B

A + B = 約400円